

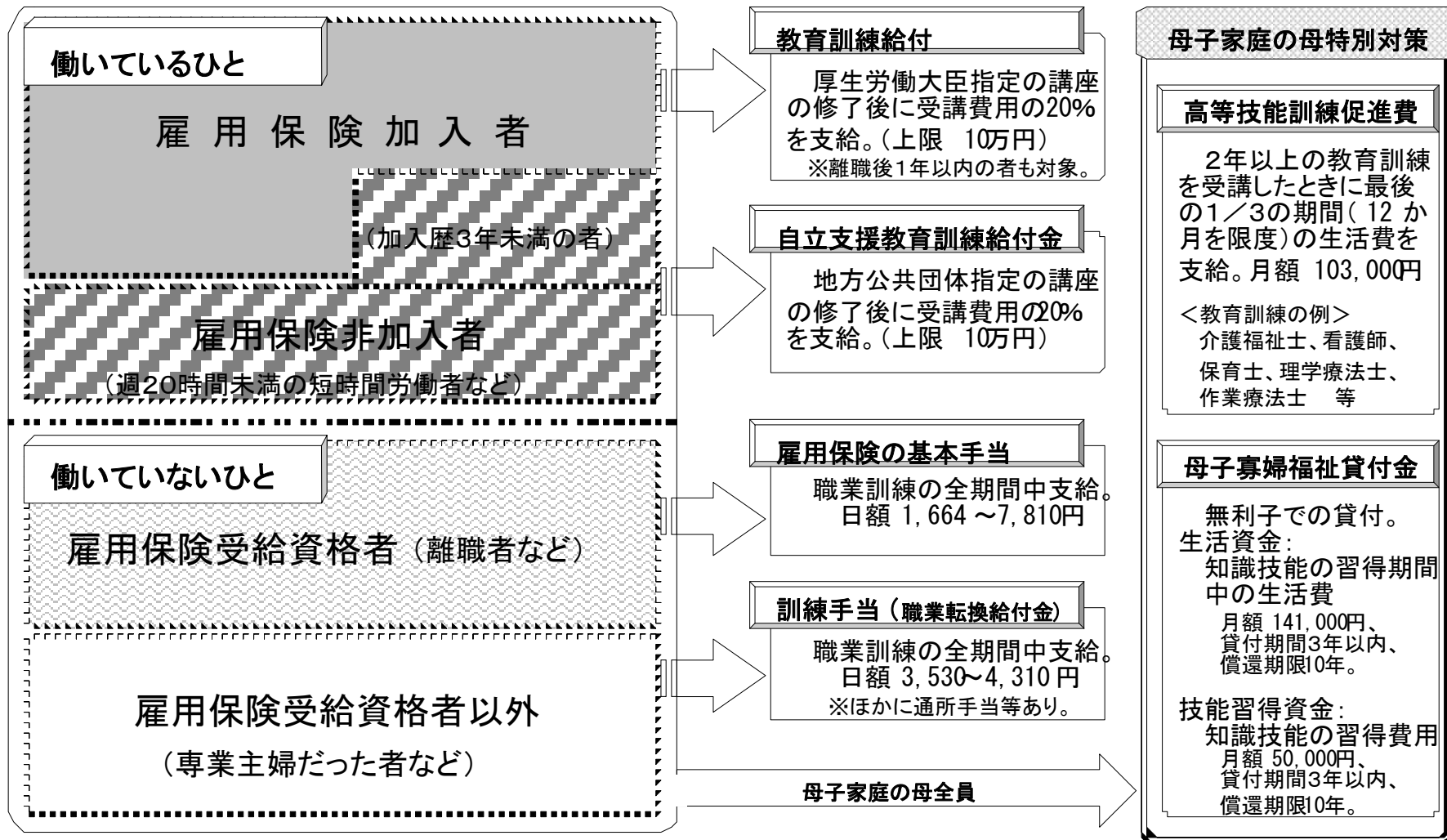
4. 就業支援に関する施策等

(職業訓練)

職業訓練メニュー

母子家庭の母

訓練受講を支援する施策



公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力・求職条件等から受講の必要性が高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんしてきたところ。

雇用対策法に基づく訓練手当の支給人数（雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受給件数	836件	848件	1,164件	1,023件	1,011件

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭の自立を促進するため、平成15(2003)年度から、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部(受講料の2割相当額(上限10万円、下限4千円))を支給する自立支援教育訓練給付事業を実施している。

実施主体は、地方公共団体(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の实情に応じて定めることができることになっている。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所 (74.5%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	116か所 (17.6%)	158か所 (21.0%)
平成16年度	45か所 (95.7%)	7か所 (53.8%)	24か所 (68.6%)	251か所 (36.0%)	327か所 (41.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	14か所 (100.0%)	32か所 (86.5%)	346か所 (44.3%)	439か所 (49.9%)
平成18年度	47か所 (100.0%)	15か所 (100.0%)	33か所 (89.2%)	525か所 (69.0%)	620か所 (72.1%)
平成19年度	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	33か所 (94.3%)	613か所 (79.8%)	710か所 (81.9%)
平成20年度	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	38か所 (97.4%)	672か所 (87.3%)	774か所 (88.7%)
平成21年度	46か所 (100.0%)	18か所 (100.0%)	40か所 (97.6%)	691か所 (89.3%)	795か所 (90.4%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

自立支援教育訓練給付金事業の実績

<支給実績等>

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成15年度	1,569件	483件	186件
平成16年度	6,001件	3,129件	2,032件
平成17年度	7,203件	4,156件	3,389件
平成18年度	6,557件	3,696件	3,229件
平成19年度	6,093件	3,148件	2,869件
平成20年度	4,891件	2,237件	1,806件

<就業実績>

	総数			
	常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成15年度	89件	27件	57件	5件
平成16年度	938件	278件	565件	95件
平成17年度	1,810件	624件	1,034件	152件
平成18年度	1,857件	749件	980件	128件
平成19年度	1,862件	674件	1,012件	176件
平成20年度	1,096件	347件	615件	134件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

高等技能訓練促進費事業

看護師、介護福祉士、保育士などの資格は、母子家庭の母の就職の促進に効果が高いこともあり、取得の促進が求められている。その一方で、これらの資格を取得するための養成機関においては、一定期間、昼間に授業を行うこととなっている場合が多いため、生計の担い手でありその収入が途絶えると生活を維持することが難しくなる母子家庭の母にとっては、受講自体が難しい状況にある。

このため母子家庭の母の修学期間中の生活の不安を解消し、安定した修学環境を提供するために、平成15(2003)年度から、養成機関で2年以上修学する場合に、高等技能訓練促進費を支給する事業を実施している。

実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村であり、対象となる資格については、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることになっている。

なお、高等技能訓練促進費の支給期間については、平成21年2月から、それまでの「修学期間の最後の1/3の期間(上限12月)」から「修学期間の後半の1/2(上限18月)」に延長された

高等技能訓練促進費等事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所 (61.7%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	91か所 (13.8%)	127か所 (16.9%)
平成16年度	37か所 (78.7%)	5か所 (38.5%)	24か所 (68.6%)	186か所 (26.6%)	252か所 (31.8%)
平成17年度	40か所 (85.1%)	11か所 (78.6%)	29か所 (78.4%)	265か所 (33.9%)	345か所 (39.2%)
平成18年度	42か所 (89.4%)	14か所 (93.3%)	29か所 (78.4%)	376か所 (49.4%)	461か所 (53.6%)
平成19年度	45か所 (95.7%)	17か所 (100.0%)	29か所 (82.9%)	455か所 (59.2%)	546か所 (63.0%)
平成20年度	46か所 (97.9%)	17か所 (100.0%)	34か所 (87.2%)	552か所 (71.7%)	649か所 (74.3%)
平成21年度	46か所 (97.9%)	18か所 (100.0%)	40か所 (97.6%)	614か所 (79.3%)	718か所 (81.6%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

高等技能訓練促進費事業の実績

<支給実績等>

	支給件数	資格取得者件数
平成17年度	755件	709件
平成18年度	993件	873件
平成19年度	1,357件	1,264件
平成20年度	2,099件	1,544件

<就業実績>

	総数			
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	128件	112件	13件	3件
平成16年度	379件	320件	44件	15件
平成17年度	607件	515件	69件	23件
平成18年度	768件	663件	77件	28件
平成19年度	1,071件	874件	161件	36件
平成20年度	1,291件	1,054件	182件	55件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局

5. 就業支援に関する施策等

(雇用・就業機会の増大)

特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等の就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給している。

支給額(平成21年度)

対象労働者(一般被保険者)	助成金		助成期間
	大企業	中小企業	
①母子家庭の母等 (短時間労働者除く)	50万円	90万円	1年
②母子家庭の母等 (短時間労働者)	30万円	60万円	1年

支給実績

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
受給件数	20,267件	22,052件	22,171件	22,236件	22,463件	22,984件
受給額	53億円	57億円	58億円	58億円	59億円	61億円

トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いため、就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業につくことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるための試行雇用(トライアル制度)(月額4万円(最大3ヶ月)を事業主に支給)を母子家庭の母等に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

トライアル雇用開始人数

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
175人	251人	323人	327人	291人	281人

雇用支援制度導入奨励金

トライアル雇用求人により雇用された母子家庭の母等を、地域労使就職支援機構(地域の民間の労使により設立された団体)による助言・指導等に基づき、就労しやすくなるよう、時差出勤制度の導入等の雇用環境の改善措置を行い、常用雇用へ移行した場合には、雇用支援制度導入奨励金(1回当たり30万円)を支給する事業を、平成19(2007)年度から実施し、就職の促進・定着を図っている。(平成19年度18件、平成20年度38件)

たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第3項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示(平成10年大蔵省告示第74号)2(1)に基づいて、同告示1の距離基準(図表2-1-232)を緩和した距離(距離基準に100分の80を乗じて得た距離)を適用しているところであり、平成19(2008)年度において、本特例を適用して19件の新規許可を行った。

通常の距離基準(平成10年大蔵省告示第74号)

	繁華街(A)	繁華街(B)	市街地	住宅地(A)	住宅地(B)
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

(注)母子及び寡婦に対する特例は上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
許可件数	65件	62件	47件	26件	25件	19件

資料:財務省理財局調べ

母子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母の就業機会の増大を図るためには、母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等を通じて、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう、周知を図っている。

特に、地域において母子家庭の自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子福祉団体に運営委託される例が多く、平成20(2008)年度には69地方公共団体において委託されている。

母子家庭等就業・自立支援センター事業について母子福祉団体へ運営委託を行っている自治体数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
自治体数	35	55	58	63	65	69

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

母子家庭の母に対する在宅就業支援事業

情報通信機器を活用し在宅で就業する就業形態は、子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母にとって、関心の高い働き方である一方で、発注企業等にとって、人材募集・人材育成ノウハウが不足していたり、子どもの急病等により納期を遵守できないケースが見られるなどの課題があり、十分に普及していない状況にある。母子家庭の母のこうした就業形態の開発・普及を図るため、地方公共団体や母子家庭等就業・自立支援センターが行う母子家庭の母を対象とした在宅就業のためのガイドラインを作成した。

母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母の就業を推進するためには、母子家庭の母を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18(2006)年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し、母子家庭の母を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰している。

平成20(2008)年度及び平成21(2009)年度には、母子家庭の母を相当数雇用している企業として、次の企業を表彰した。

<平成20年度(10社)>

- ・エス・オー・シー株式会社秋田工場(秋田県)
- ・医療法人社団 功連会 南富山中川病院(富山県)
- ・医療法人社団 恒仁会 静岡広野病院(静岡県)
- ・社会福祉法人 長茂会(三重県)
- ・特定非営利活動法人 あいあい(三重県)
- ・医療法人 久仁会 鳴門山上病院(徳島県)
- ・医療法人 和光会 恵寿病院(長崎県)
- ・株式会社 美泉(長崎県)
- ・札幌集団給食事業協同組合(札幌市)
- ・ダイスイ設備株式会社(名古屋市)

<平成21年度(7社)>

- ・有限会社 すこやか(東京都)
- ・株式会社 ヨシケイ滋賀(滋賀県)
- ・社会福祉法人 瑞祥(愛知県)
- ・オーケーズデリカ株式会社(三重県)
- ・医療法人 恒生堂 永田整形外科病院(福岡県)
- ・医療法人社団 天翠会 松井病院(福岡県)
- ・社会福祉法人聖隷福祉事業団 奄美佳南園(鹿児島県)

行政機関等における雇用促進の取組

平成15(2003)年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16(2004)年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会を捉えて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請してきた。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国の機関	44名	32名	26名	47名	59名
1日8時間週5日勤務	10名	4名	2名	8名	18名
上記に満たない者	34名	28名	24名	39名	41名
地方公共団体及び関係団体	179名	202名	219名	358名	432名
1日8時間週5日勤務	42名	46名	48名	97名	143名
上記に満たない者	137名	156名	171名	261名	289名

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ